

日本水道協会水道用品検査手数料等に関する規則（抜粋）

昭和55年 9月11日改正
昭和57年11月29日改正
昭和61年12月 8日改正
昭和63年 2月25日改正
平成 2年 4月10日改正
平成 9年 4月17日改正
平成11年 4月 1日改正
平成12年 2月 8日改正
平成15年 3月31日改正
平成17年11月16日改正
令和 7年 6月 5日改正
令和 8年 3月30日改正

（目 的）

第1条 この規則は、日本水道協会水道用品に係る検査手数料等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（手数料の種類及び金額）

第2条 前条の検査手数料等の種類及び額は、それぞれ次の各号に掲げるところによる。

- | | |
|--------------------|------|
| (1) 水道用品検査手数料 | 別表 1 |
| (2) 水道用品最低保証検査手数料 | 別表 2 |
| (3) 品質適合証明書の再発行手数料 | 別表 3 |
| (4) 水道用品試験手数料 | 別表 4 |
2. 国外における検査手数料は、前項第1号及び第2号に定める各手数料の2倍とする。
3. 第1項及び第2項に掲げる手数料等の納入額は、同項に掲げる金額と当該金額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率（以下「消費税率」という。）を乗じて得た額（以下「消費税相当額」という。）及び当該消費税相当額に地方税法（昭和25年法律第266号）第72条の83に規定する税率（以下「地方消費税率」という。）を乗じて得た額の合計額とする。
この場合において1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
4. 消費税率及び地方消費税率の改正があった場合、納入額に適用する改正後の税率は施行の日から適用する。

（疑義の解釈）

第3条 前条の運用解釈に疑義が生じた場合は、検査部長の定めるところによる。

付 則

1. この規則は、昭和 58 年 3 月 1 日から施行する。
2. この規則の施行に伴い、水道用品試験手数料(水協発第 1049 号昭和 51 年 2 月 20 日)は廃止する。

付 則

1. この規則は、昭和 62 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

1. この規則は、昭和 63 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

1. この規則は、平成 2 年 4 月 10 日から施行する。

付 則

1. この規則は、平成 9 年 4 月 15 日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。
ただし、第 2 条第 2 号別表 2 に定める半日最低保証検査手数料は、平成 9 年 7 月 1 日より廃止する。

付 則

1. この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1. この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1. この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1. この規則は、平成 17 年 11 月 16 日から施行する。

付 則

1. この規則は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

1. この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 水道用品検査手数料

I 管 類

(1) 鋳鉄類

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
直 管	—	トン	800	ダクタイル鋳鉄直管
異 形 管	250 以下		2,350	ダクタイル鋳鉄異形管・継手（塩ビ管用）、割 T 字管、フランジ長管、ベンチュリー管、弁開閉台、ビクトリック継手、サドル付分水栓のサドル機構（FCD、SCS、CAC）等
	300 以上		2,000	

- (注) 1. 弁付割 T 字管は、弁類の検査手数料を加算する。
2. 副管 (B) は、実口径による。

(2-1) 鋼 類 (鋼 原 管)

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
直 管	25 以下	トン	510	塗覆装鋼管・亜鉛めっき鋼管・硬質塩化ビニルライニング鋼管・耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管・ポリエチレン粉体ライニング鋼管の原管
	30～300		800	
	350 以上		1,080	
異 形 管	—		1,600	塗覆装鋼管異形管及びその他鋼板製異形管・継手、圧力緩衝タンク

- (注) 1. 弁付割 T 字管は、弁類の検査手数料を加算する。
2. セグメントは直管検査手数料（呼び径 350 以上）の 1/2 とする。
3. 直管において、管端にキャンパー加工を行ったものは、異形管の検査手数料を適用する。
4. 二重管（推進用鋼管含む）の検査手数料は、外套管の材質、防食加工の有無にかかわらず、内套管（異形管＋内面防食加工）の単価に 1.5 を乗じた金額とする。

～（中略）～

別表2 水道用品最低保証検査手数料

種 別	最低保証検査手数料 (円)	備 考
最低保証検査手数料	30,000	検査1回につき

- (注) 1. 最低保証検査手数料は、一回の検査手数料の額が、最低保証検査手数料の額に満たない場合に適用する。また、別日に試料採取立会い及び試験立会い（以下、試料採取立会い等という。）を行った場合についても、最低保証検査手数料を適用する。
2. 鋼管類、弁類、伸縮管類、及びゴムについて検査完了までに複数日を要する場合は、検査完了までの検査手数料の額と、検査に要した日数に最低保証検査手数料の額を乗じた額とを比較し、多いものを請求する。
3. 検査のため~~管外~~出張した場合、旅行に要した日数は検査日に含める。
4. 試料採取立会い等について
- (1) 検査業務に従事している工場において、他社の試料採取立会い等を行った時は、最低保証検査手数料の額の1/2を請求する。
 - (2) 同一工場において、同時に2社以上の試料採取立会い等を行ったときは、それぞれ最低保証検査手数料の額の1/2を請求する。
 - (3) 検査の申し込みがあった工場から、同一日に、複数の工場での試料採取立会い等を行ったときは、その工場へ、複数の工場毎に最低保証検査手数料を請求する。
5. 不合格ロットについて
不合格ロットについて、検査当日に再検査(再提出)を受けず、他に検査がない場合にのみ、最低保証検査手数料を請求する。
6. 検査手数料の1/2及び1/3を適用する場合は、小数点以下第2位まで求め、小数点以下第2位の値を四捨五入して求められた小数点以下第1位の値をその単価とする。

別表3 品質適合証明書の再発行手数料

種 別	手 数 料 (円)	備 考
品質適合証明書 再 発 行	300	品質適合証明書 1枚につき

別表4 水道用品試験手数料

(1) 金属関係

種 別	単位	検査手数料 (円)	付 記
引張試験	1個	680	荷重試験含む
硬さ試験	1個	430	ブリネル硬さ